１

仕様書

１　業務件名

航空自衛隊知念分屯基地における展示即売会の設置及び経営

２　業務内容

　　展示即売会の設置及び経営の業務

３　募集業種

　　自衛隊内での販売にふさわしいと認められるもの。

　　【例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 販売可能品 | 販売不可品 |
| 食品 | ①　業者オリジナルの和・洋菓子、ドーナツ等の菓子類及びパン、飲料品、弁当②　野菜、果物、特産品 | ・社会通念上風紀を乱す恐れがあるもの。・刀剣類、ﾓﾃﾞﾙｶﾞﾝ、薬品、ﾍﾟｯﾄ等の基地運営に支障を与える恐れがあるもの・成人雑誌、玩具等、電子タバコ（CBD含有等）各人の嗜好の差に偏りがあるもの |
| その他 | 　隊員の福利厚生に寄与すると認められるもの |

* 上表にて判断し難い品目については、官側にて審議する。

４　設置場所

１５㎡（５ｍ×３ｍ）

　　※　指定した各区画の面積以内で営業することとし、指定した面積以下での営業であっても使用料は変わらないこととする。

５　国有財産の使用許可

（１）本業務を行う者は、展示即売会の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

（２）国有財産の使用許可は、航空自衛隊知念分屯基地司令（以下「甲」という。）を通じた申請により沖縄防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

（３）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ　国において設置場所を必要とするとき。

６　丙の資格

 丙は、以下の条件を満たしていること。

（１）業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

（２）業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

（３）国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

（４）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

２

７　国有財産使用料

 丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

８　光熱水料

　　丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。なお、光熱水料は、歳入徴収官が指定する期日までに支払うこととし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

９　設置場所

　　展示即売会の設置場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

10　業務期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。出店日決定後の変更については、やむを得ない事由が存する場合を除き認めない。

11　営業日数

　　連続して５日間を超えず、かつ、通算で６０日を超えない期間とする。

12　営業時間

原則として、午前１０時から午後３時までとし、それ以外は別途協議する。

なお、やむを得ない事由により、販売日及び販売時間が遵守できなくなった場合は、速やかに担当者に申出ること。

13　その他の営業条件

（１）丙が営業のために使用する備品等は自ら準備するものとし、それに伴う費用はすべて丙の負担とする。

（２）国の行事、緊急時等は国が使用する。

14　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

15　管理責任

（１）丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

（２）丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原

　　状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

（３）丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

３

（４）丙の従事者（経営者含む）は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（５）丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

（６）営業に際し、県、地域等の状況に合わせ、マスク着用等の新型コロナウイルス、インフルエンザ等、感染拡大防止対策を確実に講じなければならない。

16　衛生等の保持

丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

17 情報保全の遵守

（１）丙は、甲、乙及び担当職員(以下「甲等」という。) の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

（２）丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

18　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

19　業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に丙に対して業務の解除ができるものとする。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用場所の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

（１）国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。

（２）本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。

（３）丙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲又は売店等

利用者に被害が発生した場合

（４）基地内で業務をするに当たり必要な入門手続き、火気使用の手続き、電気器具使用の手続き等、基地に対する提出書類等に虚偽の記載があった場合

（５）前各号に掲げるもののほか、丙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む。）

20　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除の日の３ヶ月前ま

でに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社再生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立又は

４

民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

21　業務仕様

（１）丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

（２）本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

（３）丙は、基地への出入り及び施設への立ち入りについては、基地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

（４）丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。

（５）展示即売会の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

（６）丙は、使用場所の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

（７）販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

（８）丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。

（９）丙は、商品の瑕疵等について、展示即売会利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

（10）丙は、各日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

（11）丙は、空調設備の運転、温度調節等について、国の基準に従うものとする。

（12）丙は、売上月計表（別紙様式第１）を翌月１０日までに、また本業務に関する収支計算書（別紙様式第２）を翌年度の５月末日までに担当職員に提出すること。

（13）丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

（14）丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した

場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示

（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。

（15）丙は、使用場所の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。

（16）丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲又は展示即売会利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。

（17）丙は、公募説明会で説明した事項に違反した場合及び甲が要求している書類を提

出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場

合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。

（18）丙は、プラスチック製レジ袋の無料配布及び販売を禁止するものとする。

（19）本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

５

22　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に

基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２

号に該当する情報を除き開示するものとする。

６

別紙様式第１

令和　　年　　月　　日

売　上　月　計　表

　知念分屯基地司令　殿

（厚生班長気付）

　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　　日 | 金　額（円） | 摘　　要 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　前月分を翌月１０日までに提出すること。

　　毎日の売上金額は、消費税及び地方消費税込の金額を記入すること。

７」

別紙様式第２

令和　　年　　月　　日

収　支　計　算　書

　知念分屯基地司令　殿

（厚生班長気付）

　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収　　　入 | 支　　　出 |
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　会計年度分を翌会計年度の５月末までに提出すること。